

厚生労働省発基安 0117 第 2 号

令和 7 年 1 月 1 7 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一　名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第一に亜鉛IIビス（二一メチルプロパン一エノアート）、アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩、アジピン酸ジ一エチルヘキシリ等の物質を追加するものとすること。

### 第二　名称等の表示又は通知の対象となる物の削除

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第一に規定されているステアリン酸ナトリウム、りん酸トリフエニルを削除するものとすること。

### 第三　その他

その他所要の改正を行うこと。

### 第四　施行期日

この省令は、令和九年四月一日から施行すること。